

大阪大学産業科学研究所企画室設置要項

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）に、企画室を置く。

(目的)

第2条 企画室は、所長の命を受け、所内運営の支援機能の強化及び所内業務の効率化を推進するため、次の各号に掲げる業務の補佐を行うものとする。

- (1) 評価委員会が実施する中期目標・中期計画、年度計画、自己点検・評価、外部評価及び第三者機関が行う評価に係る企画立案及び情報収集に関すること。
- (2) 担当副所長との連携による本研究所の広報、国際、財務及び施設に係る企画立案及び情報収集に関すること。
- (3) その他本研究所の運営に係る企画立案及び情報収集に関すること。

(組織)

第3条 企画室は、室長、副室長及び室員で組織する。

(室長)

第4条 室長は、所長が指名する本研究所の特任教授をもって充てる。

(副室長)

第5条 副室長は、事務部長をもって充てる。

- 2 副室長は、室長に支障があるときは、その職務を代理する。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本研究所の事務職員 若干名
- (2) その他室長が必要と認めた者

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、企画室に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。